

重要事項説明書（ファミリープラン+AP）

本書面は、お客さまが日本ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にファミリープラン+APの電気供給契約（以下「電気の契約」といいます。）をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を販売する時の供給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。なお、電気の供給条件等の詳細は、電気供給約款、付帯メニュー定義書、料金メニュー定義書に定めています。これらは、当社ホームページ（<http://www.nihongas.co.jp/>）で確認いただけます。

1. はじめに

- ・当社（住所：鹿児島県鹿児島市中央町8番地2、登録番号A0190）が小売電気事業者として、お客様へ電気の供給を行います。
- ・電気の契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。

2. お問い合わせ窓口

- ・日本ガスグループコールセンター 099-203-0608 受付時間 8:00～20:00（年中無休） 鹿児島県鹿児島市中央町8番地2

3. お申込み方法

- ・当社ホームページより申込みを受け付けます。

4. 供給開始の予定年月日

- (1) 当社は、お客さまとの電気の契約が成立したときには、供給開始に必要な手続を経たのち、供給開始日より電気を供給します。この場合の供給開始予定日は、以下のとおりとし、供給開始後に改めて書面にてお知らせいたします。

スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して9日目を以て到来する最初の検針日

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

5. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など

- ・当社は、一般送配電事業者にて計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額の合計額とします。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ・当社は、電気の供給開始日から最初の計量日の前日までの日数、または解約前の計量日から解約日までの日数が30日を下回る場合は、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

6. 工事費用等

- ・供給開始等にもとない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際は、一般送配電事業者が請求する違約金についても同様に、お客さまへ請求いたします。

7. 供給電圧および周波数

- ・当社は一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。
（供給電圧 100V/200V/100Vおよび 200V）
- ・周波数は 60Hz とします。

8. 支払方法

- ・ファミリープラン+AP「ガス・電気セット割」(※) 適用のお客さま：電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求します。なお、ガスの検針日が月初のお客さまの場合、電気料金は前々月分との合算になる場合があります。
- ・「ガス・電気セット割」を適用しないお客さま：電気の計量日以降に、クレジットカード払いにて毎月お支払いいただけます。ただし、クレジットカード払いの場合はご家庭でのご使用のお客さまに限りです。
- ・クレジットカードの有効期限が更新された場合は当社へご連絡ください。

※ファミリープラン+AP【ガス・電気セット割】

以下の適用条件を満たすお客さまからお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、本メニューを適用いたします。セット割による割引額は電気料金から差し引きます。詳細は、当社ホームページをご確認ください。

（適用条件）

- ①当社の都市ガス（以下「ガス」といいます。）と電気のご使用場所が同じであること
 - ②ガスと電気のご契約者が同じであること
 - ③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること
- 合算とは、料金をクレジットカードにて合算して同時に支払うことをいいます。

9. 電気の供給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・電気の供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それにもとない、当社又は一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
 - ②電気の供給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
 - ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
 - ④お客さまの電気のご利用にもとない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
 - ⑤電気工作物に異状もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

10. 契約期間および更新について

- 電気料金メニュー適用期間は、供給開始日から、1年目の日が属する月の計量日の前日（満了日）までとなります。満了日の属する月の前々月および前月の1日から15日までに契約満了となる旨を通知いたします。同内容で契約を継続される場合は、特段のお手続きは不要です。満了日の翌日からその1年目が属する月の計量日の前日まで継続され、以後これになります。電気料金メニューの変更や解約を希望される場合は、通知のご案内に従って契約満了日までにお手続きください。
 - ①電気料金メニューの変更：契約満了日以降、最初の定例検針日をもって変更となります。
 - ②他社に切り替えられる場合：小売電気事業者を変更される場合は、当社へのご連絡は不要です。契約満了日をもって解約となります。契約満了日の翌日の計量日に他社への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
- 付帯メニュー適用期間は、以下の通りです。
 - ガス・電気セット割・・・電気の供給開始日から、ガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとします。以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

11. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- 契約の変更およびお引越し（転居）に伴う解約については、お問い合わせ窓口までご連絡ください。
- 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

12. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約に伴う費用および解約金

- お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気の契約を解約する場合において、一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を当社に支払うものとします。
- 当社は、以下の①から③のいずれかの事由が生じた場合に、原則として、当該事由が生じた日からファミリープラン+A.Pの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨て）に応じて、1か月あたり474円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。
 - ①契約期間中の、需要場所における小売電気事業者の変更による供給契約の廃止
 - ②電気供給約款31（当社からの電気供給契約の解約）にもとづく当社による解約
 - ③当社の他の電気料金メニュー（ファミリープランB、ビジネスプランC等）への変更なお、お客さまにファミリープラン+A.Pの適用がなくなった場合でも、Amazonプライム利用期間が満了するまで、お客さまは引き続きAmazonプライムを利用できます。Amazonプライム利用期間満了後の継続利用をご希望されない場合は、別途お客さまにて、Amazonプライム会員規約に基づいて、Amazonプライム利用期間満了までに会員登録のキャンセルの手続きを行っていただく必要があります。

13. 当社からの契約の変更および解約

- 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気供給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
- お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から電気の契約を解約することがあります。
- その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から電気の契約を解約することがあります。
- 当社から電気の契約を解約する場合には、原則として15日前までに当社所定の方法によりお客様へ通知します。

14. 延滞利息について

- お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて一日あたり0.0274パーセントで計算した延滞利息を申し受けます。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。
 - ①電気料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

16. その他

- 現在の小売電気事業者（現在の電力会社）から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現在の電力会社との契約内容をご確認ください。
- 現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社窓口までお問い合わせください。
- 当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社と他の契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、電気の契約のお申し込みの全部または一部を承諾できない場合があります。

お問い合わせ先

日本ガスグループ コールセンター
099-203-0608
【受付時間】8:00～20:00
(年中無休)
鹿児島県鹿児島市中央町8番地2



電気料金メニュー定義書
【ファミリープラン + AP】

日本瓦斯株式会社

目次

1	実施期日.....	3
2	定義.....	3
3	適用条件.....	3
4	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	4
5	契約電流.....	4
6	電気料金.....	4
7	適用期間.....	6
8	契約電流の変更.....	6
9	ファミリープラン+APの定義書の変更および廃止.....	7
10	電気料金の支払方法.....	7

別表

1	燃料費調整.....	8
2	離島ユニバーサルサービス調整.....	10

電気料金メニュー定義書【ファミリープラン+AP】（以下「ファミリープラン+APの定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ファミリープラン+APの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ファミリープラン+APの定義書は、2023年12月1日より実施、適用します。

2 定義

次の言葉は、ファミリープラン+APの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気供給約款に定義される言葉は、ファミリープラン+APの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 適用条件

ファミリープラン+APの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ファミリープラン+AP」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

①契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

②1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約電流

(1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。

(2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア	1,367.05 円
契約電流 40 アンペア	1,702.65 円
契約電流 50 アンペア	2,009.98 円
契約電流 60 アンペア	2,317.31 円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気供給約款14（電気の使用期間）に定める当月の

- ①契約期間中の、需要場所における小売電気事業者の変更による供給契約の廃止
- ②電気供給約款 31（当社からの電気供給契約の解約）にもとづく当社による解約
- ③当社の他の契約種別への変更

なお、お客さまにファミリープラン+APの適用がなくなった場合でも、Amazon プライム利用期間が満了するまで、お客さまは引き続き Amazon プライムを利用できます。また、Amazon プライム利用期間満了後も、お客様は有償にて引き続き Amazon プライムをご利用いただけます。ファミリープラン+APの適用終了後の Amazon プライム継続利用をご希望されない場合は、別途お客さまにて、Amazon プライム会員規約に基づいて、Amazon プライム利用期間満了までに会員登録のキャンセルの手続きを行っていただく必要があります。

7 適用期間

- (1) ファミリープラン+APの適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) ファミリープラン+APの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の前々月および前月の1日から15日までに、契約満了となる旨を通知いたします。同内容で契約を継続される場合は、特段のお手続きは不要です。満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

8 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更

後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただしお客さまが、新たな電気供給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。

- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 ファミリープラン+APの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ファミリープラン+APの定義書を変更する場合には、電気供給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ファミリープラン+APの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ファミリープラン+APの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4(本約款等の変更) (2)および(3)に準じます。

10 電気料金の支払方法

- (1) ファミリープラン+APをご契約されるお客さまは、電気供給約款 2（定義）(18) および同別表 1（電気料金の支払方法および支払日）に関わらず、支払方法はクレジットカード払いに限るものとします。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合
燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.136円
------------	--------

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の計算

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ハ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.003円
------------	--------